

一般会計予算決算常任委員会
新型コロナウイルス感染症対策
分科会記録

令和2年10月22日

【開催日】 令和2年10月22日

【開催場所】 大会議室

【開会・散会時間】 午後1時～午後2時2分

【出席委員】

分科会長	高松秀樹	副分科会長	山田伸幸
委員	伊場勇	委員	水津治
委員	長谷川知司	委員	藤岡修美
委員	松尾数則	委員	宮本政志
委員	吉永美子		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小野泰	副議長	矢田松夫
----	-----	-----	------

【執行部出席者】

副市長	古川博三	総務部長	川地諭
総務課長	田尾忠久	市民部長	川崎浩美
環境課長	河上雄治	環境課主幹	湯浅隆
環境課環境政策係長	原野浩一	環境課生活衛生係長	山根和之
経済部長	河口修司	教育長	長谷川裕
教育部長	岡原一恵	教育次長	吉岡忠司
学校教育課長	下瀬昌巳	学校教育課主幹	小野雅弘
学校教育課学務係長	三藤恵子		

【事務局出席者】

事務局長	尾山邦彦	事務局次長	石田隆
------	------	-------	-----

【付議事項】

- 1 議案第101号 令和2年度山陽小野田市一般会計補正予算（第13回）
について

午後1時 開会

高松秀樹分科会長　それでは、ただいまより新型コロナウイルス感染症対策分科会を行います。本日は、議案第101号令和2年度山陽小野田市一般会計補正予算（第13回）についてでございます。まず、教育委員会分の説明からお願いしたいと思います。

下瀬学校教育課長　それでは、議案第101号の修学旅行キャンセル料等補助金に係る補正予算の要求について御説明いたします。補正予算書8ページから10ページまでを御覧ください。10款教育費、2項小学校費、4目新型コロナウイルス対策費、19節修学旅行キャンセル料等補助金は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため修学旅行を中止した際に生じた、市内の小学校1校に対してのキャンセル料7万6,000円を増額補正するものです。小学校は例年、県外へ1泊2日の日程で修学旅行を行いますが、新型コロナウイルス感染症の影響で県外への修学旅行が困難となり、感染者数の少ない県内に行き先を切り替える対応といたしました。しなしながら、その後、更に県内での感染者が増加したことにより、宿泊を伴う旅行を中止したため、既に出発を控えていた学校に対して、予約していた宿泊施設のキャンセル料を補助するものがこちらとなります。次に、10款教育費、3項中学校費、4目新型コロナウイルス対策費、19節修学旅行キャンセル料等補助金155万3,000円は、市内の全ての中学校に対して発生しているキャンセル料を増額補正するものです。中学校につきましても、修学旅行の安全な実施に向けて、1学期から2学期への実施時期の変更、研修先の変更を行う等、検討を重ねてまいりましたが、9月末までに中止や延期を決定した旅行については、キャンセル料が発生しております。補正額の内訳につきましては、別にお渡ししています資料を御覧ください。中学校は例年5～6月に修学旅行を行いますが、実施時期を9月に延期し、研修先を関西方面から九州方面に市内全中学校が変更を行いましたが、その後、感染症の対策のためやむを得ず九州への旅行を中止としたため各学校にキャンセル料が発生しております。キャンセル料は、修学旅行の中止や延期が余儀

なくされる中で生じたものであるため、保護者負担を求めず、業者への支払を速やかに行うため、この度の臨時議会での議決をお願いするものでございます。説明は以上です。御審査のほどよろしく申し上げます。

高松秀樹分科会長 はい、それでは委員からの質疑を求めます。

藤岡修美委員 小学校なんですけども、高千帆小学校1校ということで、これは、ほかの学校もキャンセルされたけれどもキャンセル料が掛からなかったのか。それとも、もともと高千帆小だけが修学旅行を計画されてキャンセル料が掛かったのか、高千帆小だけにキャンセル料が掛かったのか。その辺を説明していただけたらと思います。

下瀬学校教育課長 全ての学校が旅行を計画しておりました。実施時期が高千帆小は9月の早めに実施を予定していたんですが、そこでキャンセル料が1か月以内ではありましたが、そこで発生したものだけです。ほかの学校については、9月の終わりとか10月、11月に計画しておりますので、キャンセル料は発生していません。

藤岡修美委員 中学校のキャンセル料で、高千帆中学校なんですけど、当初5月に関西方面、それから9月に九州方面、これは二度のキャンセル料が掛かったということで理解していいですか。

下瀬学校教育課長 そのとおりでございます。

宮本政志委員 これは業者によってキャンセル料が発生する、しないはあるんですか。

下瀬学校教育課長 業者によってキャンセル料が出た場合と出ない場合というものもありますが、中学校は全て、たまたまですが、同一業者でした。

宮本政志委員 キャンセル料が発生しなくて、修学旅行の積立てはもう返金をされたんですか。今からするんですか。

下瀬学校教育課長 積立ては大金ですから、今は業者に持っていていただいています。それをお返しいただくということになります。

宮本政志委員 返ってきたトータルのお金を各保護者に返金するようになると思うんですけど、それは振込ですか。生徒に渡すことはないと思うんですけど、どういうふうに保護者に返金していくんですか。

下瀬学校教育課長 これは振込をするように予定しています。全部集まれば大金ですから、振込で確実にということになっております。

宮本政志委員 そのときに銀行の手数料は発生しませんか。大丈夫ですか。

下瀬学校教育課長 発生いたします。その金額もこの中に入っております。

吉永美子委員 先ほど高千帆小学校のときに、1か月前ではあったけれどもキャンセル料が発生したという御説明があったと思います。これは契約時、どのような契約をされるんですか。このキャンセルが発生したっていうことは、どういう契約なんですか。

下瀬学校教育課長 契約時の詳細については、こちらでは、ちょっと確認不足ではありますが、高千帆小については宿泊費のキャンセル料です。宿泊費は、どのホテルも30日前、20日前、10日前、当日というふうに順番を追ってキャンセル料が幾らですっていう設定をされていると思います。その宿泊料のキャンセル料のみ掛かったということでございます。

吉永美子委員 そうすると、先ほどの言い方としては、1か月前ではあったんだけど発生したっていうことは、キャンセルをするということにな

ったときには、必ず手数料なりが発生するという契約になっていたということですか。何日までだったらゼロとかいろいろありますよね。この契約の仕方がどうだったかっていうことをお聞きしています。

下瀬学校教育課長 御指摘のとおり、宿泊施設は1か月前と20日前、10日前、前日、当日と、キャンセル料を設定しておりますが、高千帆小は、当初は9月17日が出発日でした。それで市内発生等の状況を鑑みて、そのホテルをキャンセルしたのが1か月以内であったので、その1か月以内のキャンセル料が発生したということです。ほかの学校についても同じような契約で、何日前は幾らですよと明記されております。

水津治委員 教職員のキャンセル料が中学校にはあって、高千帆小学校にはないんですが、小学校はいいんですか。

三藤学校教育課学務係長 小学校分の教員の費用につきましては、こちらは小学校の児童の宿泊費に伴うキャンセル料ですので、宿泊費については、引率の教員の負担は、県の旅費規程で支払われるようになっております。

高松秀樹分科会長 それで、下の生徒と教職員で金額に差がありますが、そのために金額に差があるってことですね。

三藤学校教育課学務係長 はい。そうです。

高松秀樹分科会長 はい、分かりました。

伊場勇委員 高千帆小学校はこういうふうキャンセル料が出ておりますが、他の小学校は、現在まで修学旅行ができなかった分、例えば日帰りであるところを見学したりとかいうところも耳には入ってるんですけど、現状はどういった形を取っているんでしょうか。

下瀬学校教育課長 小学校につきましては、宿泊を伴う旅行は中止になっておりますが、日帰り旅行は全て実施予定です。現在のところまで7校が実施し、5校がこれからということになっております。

伊場勇委員 5校はこれからということなので、キャンセル料は掛からないとは思いますが、掛からないような仕組みで、修学旅行というか、日帰り旅行をしていくというような形でいいんですか。

下瀬学校教育課長 日帰り旅行ですから、宿泊施設のキャンセル料はありません。バスのキャンセル料については掛からないと聞いております。

高松秀樹分科会長 キャンセル料の話で今言われた、例えば高千帆中学校の生徒2,391円っていうのは、これは全て宿泊費のキャンセル料ですか。それとも、そのほかに違うキャンセル料が掛かって、積み上げてこの金額になっているんですか。

下瀬学校教育課長 高千帆中学校の生徒分2,391円については、これは1か月前にキャンセルしましたので、施設の宿泊等のキャンセル料は入っておりません。企画料ということになります。

高松秀樹分科会長 つまりこれは中学校分にはいろいろ書いていますが、内容が全部違うということですよ。だから、宿泊費が入っていたり、入ってなかったり、企画料とか旅行代理店が取る金額でしょうね、恐らく。そういうのを積み上げて、この金額になっておるといことですね。「はい」と呼ぶ者あり)

長谷川知司委員 今言われた企画料というのは、こんなに差があるっていうのは、ちょっとそこが分からんですけれども、もうちょっとよく説明していただきたいんです。学校によって結構差がありますので。

三藤学校教育課学務係長 企画料に伴うキャンセル料なんですけれども、もともと旅行代金の3%がキャンセル料になっておりまして、各学校、規模によって、または旅行の行程によって、もともとの旅行費の差がございますので、それに伴って各学校に差が付いているということになります。

高松秀樹分科会長 3%がキャンセル料であるということですね。ほかに。ないですか。財源が一般財源で上がってますけど、これは財政調整基金から取ってきて、最終的には臨時交付金で措置をされるということになるんでしょうか。

三藤学校教育課学務係長 修学旅行に関して、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金の活用は可能ですが、本市においては、当事業について上限額等を満たしているため、市費単独での出費となると財政課に確認しております。

長谷川知司委員 小学校は当初はどこに行く予定が多かったのか。それから中学校は、日帰りは大体、県内だと思いますけど、どういうところにされたか、分かれば教えてください。

下瀬学校教育課長 小学校は当初、広島方面が2分の1、長崎方面が2分の1と、大体半々ぐらいでした。両方とも平和学習を中心にした研修旅行です。中学校は、当初は関西方面の歴史的遺産、国宝等の見学等でしたが、日帰り旅行を実施したところは防府天満宮とか、松陰神社、つまり萩方面、防府方面、それから岩国のほうで美川ムーバレーに行った学校もあります。

伊場勇委員 この修学旅行キャンセル料等について、修学旅行に関して保護者の負担はゼロということでもいいんでしょうか。

下瀬学校教育課長 これにより保護者の負担は発生しません。

高松秀樹分科会長 この度のキャンセル料については、このコロナの特別委員会で要望書を議長宛てに提出して、議長が市長に提出をして、それを予算化していただいたということで、結果的には今の伊場委員の質問の答弁によって保護者の負担はなしということになったということは非常に感謝しております。今後も要望事項については、教育委員会分についてはまた真摯に取り組んでいただきたいと思います。

古川副市長 今回の臨時会の補正予算につきましては今、分科会長から申されました、この教育委員会関係、市民部関係ともに、議会が各種団体からの要望を精査されて私どもに頂きました。また、各種団体からも、私どもに要望があったものにつきまして、今回の臨時会で提出させていただいたということでございますので、よろしく願いいたします。

高松秀樹分科会長 委員からの質疑がなければ、ここで職員入替えのため休憩を取りますがよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは暫時休憩をいたしまして、25分に再開いたします。それでは暫時休憩いたします。

午後 1 時 1 7 分 休憩

午後 1 時 2 5 分 再開

高松秀樹分科会長 それでは休憩を解きまして、委員会を再開いたします。次は環境課分ですが、この部分については、このコロナ委員会が団体からの要望を取り上げて、それを委員会要望として議長に提出し、議長から市長に要望したものを予算化していただいております。委員会また議会として非常に感謝しております。本当にありがとうございました。しかしながら、委員の皆さんは質疑をしっかりといただきたいと思います。それでは説明をお願いします。

河上環境課長 議案第101号令和2年度山陽小野田市一般会計補正予算（第13回）の環境課分について御説明します。補正予算書8ページ、9ページをお開きください。4款衛生費、1項保健衛生費、8目新型コロナウイルス対策費についてです。お手元にお配りをしております資料を基に、山陽小野田市新型コロナウイルス感染防止対策取組宣言店応援制度、山陽小野田市新型コロナウイルス感染防止対策費助成金事業のそれぞれの事業（案）の概要から説明をさせていただきます。両事業は、先ほど分科会長からも御説明がありましたように、市議会の御要望、小野田商工会議所、小野田料飲店組合から頂いた御要望を基に事業（案）として策定したものであります。まず、山陽小野田市新型コロナウイルス感染防止対策取組宣言店応援制度について御説明させていただきます。資料の1ページをお開きください。当事業は、既に実施しております飲食店を対象とした事業を飲食店以外の業種にも拡大し、一層の感染防止対策の推進を図るものであります。事業内容等は、飲食店でやっているものと同様となりますが、感染防止対策の取組内容は内閣官房の業種別ガイドラインに沿って作成し、取組内容等の確認方法は、飲食業は現地審査、飲食業以外の業種は書類審査とします。また、配布するステッカーは飲食業とは別の様式を作成したいと考えております。続いて、山陽小野田市新型コロナウイルス感染防止対策助成金事業について御説明させていただきます。資料の4ページをお開きください。事業の目的は、店舗での新型コロナウイルス感染防止対策の徹底が重要であることから、感染防止対策に必要な費用を助成して、感染防止対策の推進を図るものであります。助成金の対象者は、飲食店及び不特定多数の顧客に対して対面販売や対面サービスを行う店舗等で、助成の条件としましては、申請時点で事業を営んでおられ、今後も事業を継続する意思があること、市内に店舗等を有していること、先ほど説明をさせていただきました新型コロナウイルス感染防止対策取組宣言店に登録する、若しくは登録をしている店舗としております。また、国、県等の実施する同一の内容の補助金制度のある業種は対象外として考えております。助成金等の内容は、

助成率を10分の9と考えております。資料の5ページを御覧ください。助成金額は、飲食店は助成対象経費の10万円までで1店舗当たり9万円、飲食店以外は助成対象経費を5万円までとし4万5,000円としております。助成金の予算額は、飲食店が上限額9万円掛ける対象店舗総数413件で3,717万円、飲食店以外が上限額4万5,000円掛ける対象店舗総数1,074件で4,833万円、合計8,550万円としております。助成の対象は、安全宣言の取組項目を達成する物品や機器の購入費としておりまして、仕切り用アクリル板、透明ビニールカーテンや非接触型体温計等を想定しております。また、留意事項として、マスク、消毒液等の消耗品は対象外、先進的に感染防止対策に取り組んでおられる店舗への対応として令和2年4月1日に遡及することとしております。申請期間は、本補正予算の議決がかないましたら事務手続を進めさせていただき、11月中旬に募集、申請受付を開始し、今年度中に納品された物品の購入費を申請されたものを対象とします。手続方法は、申請書を提出していただくこととなりますが、事業継続の証明として営業許可証、直近の確定申告の写し等、物品等を購入した際の領収書の写し、支払方法は口座振込を考えておりますので、通帳の写し、本人確認書類、成果写真を添付していただくよう考えております。以上が、事業（案）の説明となります。補正予算書8ページ、9ページにお戻りください。当事業に係る費用がこの度の補正予算となります。4款、1項、8目、3節職員手当等177万5,000円の増額は当事業に係る職員の時間外勤務手当、11節需用費21万円の増額は当事業に係る必要な消耗品の購入、同節印刷製本費20万6,000円の増額は安全宣言店ステッカーの作成、12節役務費の通信運搬費17万9,000円の増額は当事業に係る必要な通信運搬費用として計上しています。19節負担金、補助及び交付金8,550万円の増額は新型コロナウイルス感染防止対策費助成金の総額で、内訳は、先ほど資料の5ページの部分で説明をさせていただいたとおりでございます。以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

高松秀樹分科会長 委員からの質疑を求めます。

水津治委員 この事業を対象事業者に周知する方法をお願いします。

河上環境課長 まずは市の広報、そしてホームページで周知を図りたいというふうに考えております。また、それにあわせて、小野田、山陽両商工会議所、そして飲食業関係につきましては、料飲店組合に御協力をお願いし、周知を図ってまいりたいというふうに考えております。また、既に安全宣言店で、これは飲食店関係だけになりますが、安全宣言店に登録していただいている、若しくは申請されておられる店舗につきましては、個別に郵送でお知らせをさせていただきたいと考えております。

水津治委員 結構、対象事業所があるんですが、提出先はどこになるのか。そして、当初、窓口が大変だと思うんですが、窓口が錯そうするというのを予想した対策というのは検討しておられますか。

河上環境課長 最初は多くの方が来られる可能性が十分にあって、具体的にどのような対応していくかというのは現在検討中です。ただ、窓口につきましては、今からお願いをしていく必要がありますけれども、環境課はもちろんのことですが、先ほど申しあげました両商工会議所、あるいは料飲店組合にも御協力を頂き、できるだけ分散していくことができればと思っております。また、必要であれば領収書のコピーといえますか、スキャナーで取り込んだりする手間が掛かるかもしれませんが、メール等での受付も考えております。

水津治委員 店舗からの提出書類が結構あるんですが、例えば、助成対象経費5万円以下であれば提出書類を少し緩和してあげる。申請しやすいという手段は考えておられますか。

河上環境課長 これ以上の緩和は考えておりません。ただ、通常、補助金、助

成金につきましては、一般的な手続方法としては申請書を提出いただき、内容を審査させていただき、そして決定通知を出す。決定通知を出した上で購入いただき、そして掛かった費用に対して請求書を出していただくというのが一般的なやり方です。ただ、今回につきましては緊急性を要する、あるいは、できるだけ店舗の手間を省くという観点から一般的な手続方法を簡略化し、この申請書で対応していきたいと考えております。

長谷川知司委員 関連ですけど、今言われた周知の方法ですが、縦割りで言えば、先ほど言われた感じですが、例えば今スマイルチケット取扱店対象、そういう店に対して情報提供というのは考えていらっしゃいますか。

河上環境課長 そこまで考えておりませんでした。これは非常に良い周知方法になろうかと思っておりますので、今後、商工労働課等と連携しながら対応を検討してまいりたいと思っております。

藤岡修美委員 飲食店と飲食店以外の助成金額が違う根拠を教えてください。と思います。

河上環境課長 まず飲食業ですけれども、飲食業につきましては、お店に来られる方が店舗で飲食をされます。そうしますと、当然マスクを外す機会というのが非常に多くなって、他の業種と比較いたしましても、店内にいらっしゃる時間も長くなる傾向にあります。そのため、他の業種よりも感染防止対策をしっかりしていく、強化していく必要があると考えまして、飲食業の限度額を他の業種よりも高く設定しているところです。

藤岡修美委員 助成対象経費10万円ということで、その9割の9万円が飲食店。これは何か積み上げて作られた金額ですか。

河上環境課長 金額設定につきましては、なかなか難しいところがあるんです

けれども、特に積み上げたものではありません。ただ、新型コロナウイルス感染防止対策の取組に必要な物品は、飛まつ感染防止のためのアクリル板と感染者入場制限を行うための非接触型体温計等を想定しております。これらを設置していただくに当たりまして、店舗の面積がそれぞれ違うので一概には言えないんですけれども、一般的な個人店舗では、飲食業であれば10万円、そして飲食業以外であれば5万円でおおむね設置ができるのではないかという想定の下、金額を設定しております。

吉永美子委員 9月17日に行われた委員会でお出された資料です。山陽小野田市新型コロナウイルス感染防止対策取組宣言飲食店応援制度についてということで資料が出ていまして、このときには、ステッカーとか、いろんなそういったところの応援というのはあるけど、金額的なことは全く出ていませんでした。そして、29日に料飲店組合からお話を聞いたときに、市が主催、そして共催として商工会議所、山陽商工会議所、小野田料飲店組合ということで、やはり市が関わっていくのであれば、本来ならば、何か金額的な援助をすべきではないかというところでお聞きしたときに、検討してくださっているようですという答えを料飲店組合の代表の方がおっしゃっていたんですよ。たった12日間の違いですよ。17日のときには、そういうことは資料には全く出ていません。当初からこういった応援制度を作るのであれば、料飲店の方は、特に今、コロナで売上げが減っており、その上、経費が掛かるわけで、応援制度を作られたときに、なぜ最初から応援しますといかなかったのか、そのことについて考え方をお聞きします。

河上環境課長 前回、飲食店を対象とした安全宣言の取組につきましては、一番の目的は日の出地域のクラスターによって利用者が大幅に減少している。要は風評被害等を払拭したいという思いがあり、その安全的な取組をしておられる店舗をまずは周知するというのを一番の念頭に置きまして取り組んだところです。その取組をしていただくに当たって、実際的な問題としてアクリル板の設置等で様々な経費が掛かるというような

要望等を頂いたことから、この助成金制度を考え、策定させていただいたところですが、繰り返しになりますが、最初は風評被害を払拭したいという思いで取り組んだというところですが。

吉永美子委員 風評被害をまずはという気持ちは分かるんですけども、そのためには、飲食業をされているところが大変な思いをしているところにそういう宣言をしてもらうのであれば、最初から金銭的なところでも応援するというところから立ち上がってほしかったなという気持ちを持っています。以前より申し上げた飲食店以外のところは今回入ってきましたので、そこは大変歓迎をするところですが、この飲食店以外のところというのは、どのようなところを考えておられるのかお聞きします。

河上環境課長 先ほど説明させていただきましたけれども、不特定多数のお客に対して、対面販売又は対面サービスを行う店舗や事業所を市内に有しているところを対象として考えております。

吉永美子委員 私は、具体的に聞いています。どういったところを構想として持っておられるのか。なぜかと言ったら、そういったところとかにも、出し方にもよりますが、自分のところも該当するよねというところを感じていただかないといけないわけですから、どういったところが該当するのか。例えばこういうところは該当するものであるというところが具体的には出てこないものなんですか。例えばジムとか大変な思いをされてきましたよね。来られる方が減ってとか、いろんなところがあると思うんですよ。こういったところが飲食店以外では当たるというような考えを内部的に持っておられないんですか。

高松秀樹分科会長 例を二、三、言っていただきたいと思います。

河上環境課長 これも最初の説明でも申し上げましたが、業種別に感染防止対策の取組を分けてお示しをしたいというふうに考えております。という

ところで、当然各業種、こういったものがこれに該当するかというのを、周知の際には分かるようにお示しをしたいというふうに考えております。具体的な例ということですが、まず、大きくは小売業になります。物を売る、お菓子を売るとか、あるいは、なかなか小売業の中でイメージが湧かないかもしれませんが、ガソリンスタンドとかも小売業の中の一つとして考えております。また、対面サービスという分野におきましては、クリーニング業、あるいは、理容、美容、その中にエステ等も含めて考えていきたいと思っておりますけれども、そういった業種につきましても対象として考えております。

吉永美子委員 繰り返して申し訳ないんですが、今言われた小売業とかクリーニング、そういった想定されるものを羅列されて、こういった頑張っているところには補助を出しますよというところは具体的に出てくるということですね。

河上環境課長 おっしゃるとおりです。

伊場勇委員 助成率について、10分の9ということなんですが、他市では10分の10の補助をしたりというところもあるようですが、本市ではなぜ10分の9になったか、根拠があれば教えてください。

河上環境課長 根拠というのは特にありませんが、考え方としまして御説明を申し上げます。まず、一部負担をしていただくという考え方としましては、感染防止に伴う物品の所有者が事業主になること、また、それぞれの店舗で感染防止対策に本当に必要な物品を購入していただきたいということを考慮する中で、また一方で、この新型コロナウイルスの発生については、各店舗に責任はないというところを総合的に勘案して、最低限の負担をしていただくという考え方の中で10分の9と、逆に言えば10分の1を負担していただくところに至ったところではあります。

吉永美子委員 この文書の中で、なぜなのかなと思ったところで聞かせていただきたいんですが、飲食業のところにはステッカーとポスターが交付されますが、飲食業以外はスマイルステッカーしかないわけですが、なぜポスターを交付しないのでしょうか。

河上環境課長 最初の説明で触れましたけれども、飲食業につきましては取組宣言の内容をそれぞれの店舗の現地に行って、職員が確認をしております。それで間違いない取組ということでステッカー、ポスター等もお渡しをしているところなんです。現状を考えますと、他の店舗につきましては、それぞれの店舗を確認するというのが非常に困難であろうというふうに考えております。したがって、自主的な判断ということで宣言書を出していただければステッカーを差し上げるということにしていきたいというふうに思っております。そういった中で感染防止対策をどのようなものを行っているかというところは、なかなか掲げにくいのかなあということで、飲食業以外についてはステッカーのみという対応を考えております。

吉永美子委員 掲げにくいというのはどういう意味でしょうか。

河上環境課長 このポスターというのは、具体的な内容につきましては、どういった取組をしているかというのが分かるようなものとして差し上げております。その辺が、宣言書の中にはうたい込むというところではありますが、こちらのほうでお渡しをするまではいかないのかなという考え方の中で、現在はステッカーの配布のみという考え方で進めております。

宮本政志委員 これはあくまで購入費ですからレンタルは対象外ですよ。

河上環境課長 御指摘のとおりで、今のところレンタルは対象外というふうに考えております。

宮本政志委員　そうすると、こういった物品とか機器の購入に対して、なるべく市内業者から購入してくださいとかという取組は何か考えておられますか。

河上環境課長　現在市内業者という限定はしておりません。その理由としましては、感染防止対策ですので、各店舗が速やかに実施をしていただくことが必要だというふうに考えております。また、1割ではありますけれども、物品購入に当たり一部負担をしていただくことにしておりますので、それぞれの店舗が安価で購入できるように考えていく必要がある。また、事業につきましては、これも最初に説明をさせていただきましたけれども、4月1日に遡及することとしております。この辺の公平性を考える上で、市内業者の限定はしておりません。ただし、できるだけ市内業者を利用していただきたいと考えております。実際のところ感染防止対策の物品をどこで購入していいかわからないと、今いろいろお聞かせいただく中で、そういった店舗もかなりございます。そういった店舗の事業主のために、これからの商工会議所等と連携をしまして、市内業者の取り扱う物品のパンフレットまで行くかどうか分かりませんが、取扱う品物がPRできるような対策を考えたいと思っております。

吉永美子委員　先ほどの御答弁を聞いて思ったんですけども、取り組んでいる状況がなかなか確認しづらいというふうに言われました。ステッカーに、いついつまでというところを出されて、それから先も宣言するということがあれば改めて更新するというのは無理なんでしょうか。確認が難しいと言われたから申し上げるんですが。

河上環境課長　まず飲食店につきましては、先ほど言いましたように、全ての店舗を現地で確認させていただいています。現状を御説明申し上げますと、私どもが想定している以上にしっかりと取り組んでおられる店舗がほぼほぼです。そういった中ですが、当然、吉永委員がおっしゃるように、だんだん気が緩んでくるということもあろうかなと思ってい

るわけですが、その対策として、飲食店につきましては、正直いつ頃になるか申し上げることはできませんが、おおむね1か月程度過ぎた時点で、もう一度お伺いができればなと思っていますところ。他の業種につきましては、今はまだ具体的なことは考えておりませんが、更新をするというよりは、ある程度の期間において感染防止対策を引き続き継続していただくような文書等が発送できればなとは考えているところです。

山田伸幸副分科会長 添付書類のところでお伺いしたいんですが、飲食店以外の中に直近の確定申告書の写し、税務署の収受印が押されたものとあるんですが、これは後からは取れないんですよね。確定申告したときだけだと思います。よっぽど何か理由があって取っておられる方もいらっしゃるかもしれませんが、ほとんど取っておられないと思うんですよ。それ以外の方法としては、例えば納税証明とかで代わるんじゃないかなと思うんですが、その点はいかがでしょうか。それとあわせて、履歴事項全部証明書というのは具体的にどういったことを指しているのか、お答えください。

河上環境課長 営業活動をしておられる証明として提出していただくこうと考えている書類です。これのいずれか、営業許可証、直近の確定申告書の写し、履歴事項全部証明書等、いずれか1点ほど御提出をしていただければなと考えております。確定申告書の写しを出していただく理由としましては、この中に営業所得、事業所得というのが明記されておりますので、その辺を確認させていただきたいというものになります。納税証明とはちょっと違いますので、その辺が分かるものということで提出をしていただければなと思います。仮に、ないということであれば、その状況を鑑みまして、できるだけ臨機応変に対応していきたいと考えております。それから履歴事項全部証明書につきましては、法人登録をしておられる事業所が法務局から発行される証明書で、これによって、どのような事業をやっておられるか、そして現在やっておられるかというのが証明されますので、その意味合いとして御提出をしていただきたいと

考えております。

高松秀樹分科会長 直近の確定申告の写しは令和元年度ですよ。これをもって、現在の営業活動を証明できるものではないのではないかと。

河上環境課長 去年はやっておられて、今年はやめているというところは確かに確認が取りにくいというところではありますが、なかなかほかに確認のしようがないということで、確認をさせていただく書類の一つとして考えさせていただいているというところ。先ほど申し上げましたように、それがないよ、あるいは、既にやめておられるよという情報がありましたら、その辺を現地で確認するなり対応したいと考えております。

原野環境課環境政策係長 提出書類については営業活動を証する書類ということで、いずれかの1点を出していただくという取扱いをさせていただいております。また、1年ぐらい前の書類なので、本当に今営業しているかどうか不確かじゃないかという件については、同意書を頂きまして、今後も継続する意思があるかどうかというところもお示しいただきますし、必要であれば、うちのほうで本当に営業活動をされているかという確認をして、審査したいと思っております。

高松秀樹分科会長 この3点は全部ハードル高いですよ。営業許可書は普通のサービス業にはないんですよ。税務署の印鑑というのは、税務署に直接持ち込まないと押してくれないんですよ。つまり商工会議所経由だと押してくれないんですよ。そういうのがあるので、最後に言われた同意書でしっかり確認をしないと、このままではなかなか難しいような気はします。

山田伸幸副分科会長 やっぱり一番いいのは、誰か職員が、ここで営業しておられますねというのが確認できれば、それでいいと思うんですけどね。

こんな取りづらい、そもそも存在しない証明書を出すよりは、そのほうがいいんじゃないかなと思うんですけどね。職員の手が足りないと言われれば、それまでなんですけど。目で見て確認というのが一番いいかと思うんですけど、その辺はされますか。

河上環境課長 書類の提出そのものが困難ということであれば、しっかり個別で相談に乗らせていただき、先ほど申し上げましたように臨機応変に対応してまいりたいと考えております。

高松秀樹分科会長 商工会議所と連携されるんでしょう。商工会議所と連携されるのであれば、商工会議所のほうにはいろんな情報等もあるので、そこは確認できる可能性もあるんで、その辺は模索をしていただいて、柔軟な対応を取っていただきたいと思います。

松尾数則委員 ちょっと確かめておきたいんですが、不特定多数の顧客に対する対面販売、対面サービスを行う店舗、恐らくほとんどの店舗がこれに該当しますよね。その中で例えば、感染防止に役立つためのこういう費用を負担しましょうということで、例えば3密を避けるとか、そういった内容も含めて、ここにある助成対象になるようなもので、それにうまく該当しているのかなと思って、もっとうまい助成材料がないのかなと思っているんですが、そういう案はなかったんでしょうか。

河上環境課長 先ほど申し上げましたように、それぞれの業種ごとに感染防止対策のどういった取組を行っていただきたいかをお示しをさせていただきたいと考えております。それによって、その取組を行うに当たって、こういった物品が必要だということで申請のあったものを対象としていこうと考えております。当然いろんなケース等があろうかと思っております。我々が想定してないケース等もあろうかと思っております。その際には、それぞれの店舗、事業主の個別のお話を聞かせていただく中で、どのように対応していいかどうか判断をしてまいりたいと思っております。た

だ、その判断をした際には、その事業所のみの判断ということになってはなりませんので、一定の判断を行った際にはホームページ等で、このようなケースはこういうふうにしていくというような周知も図っていただければと考えております。

高松秀樹分科会長 担当課が判断していくということですよ、例以外のことについてはね。

山田伸幸副分科会長 今まで商工労働課とかで行っていた助成金のおきに感じたのが、市役所に入って受付窓口がすぐ分かるような明示が必要ではないかなと思うんですよね。環境課に行ってくださいと言われても、環境課は2階の奥のほうですので、その辺を分かりやすくしていただきたいんですが、いかがでしょうか。

河上環境課長 ありがとうございます。環境課は初めて市役所に来られる方には、分かりにくい場所にありますので、入り口付近、あるいは階段付近等に分かるような案内板の掲示等をしていくよう努めたいと思います。

高松秀樹分科会長 そうですね。1, 487件の来庁者があるということなんで、その辺の対応はしっかりしていただきたいと思います。教育委員会にも聞いたんですけど、この財源は、最終的には地方創生臨時交付金で措置される見込みと考えてよろしいんですか。

河上環境課長 今のところ、そういった形になる予定ではあるんですが、一方で、まだはっきり確定はしていないのですが、山口県において、当該事業関係で、市町への交付金制度を策定中ということを知っております。もし、その制度の要綱が示されてこの事業に該当するということであれば、申請、請求をして、当事業の特定財源として充てることができると考えています。

高松秀樹分科会長 ほかにありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）以上で一般会計予算決算常任委員会新型コロナウイルス感染症対策分科会を終わります。

午後 2 時 2 分 散会

令和 2 年（2020 年）10 月 22 日

一般会計予算決算常任委員会

新型コロナウイルス感染症対策分科会長 高 松 秀 樹